

道路整備の促進及び道路財源の確保等に関する意見書

鹿児島県は、二つの半島や、多くの離島を有する広大な県土であることから、その移動手段をほとんど自動車交通に依存している。

しかしながら、高規格幹線道路をはじめとした高速交通ネットワークとしての道路や市町村道に代表される生活基盤としての道路整備は十分とはいえない状況にあり、さらに昭和40年代以前に整備された既設の道路の橋梁、トンネル等については改修が必要な時期にきている。

現在、政府においては、揮発油税、自動車重量税、石油ガス税等の道路特定財源を一般財源化して活用する基本方針が示されており、これらが行われれば、地方の道路整備が大幅に遅れることが懸念され、地方の実状を無視したものであり、誠に遺憾である。

そのような中で、「世界にひらく、人と自然・歴史・文化がふれあう都市」の実現をめざしている本市は、自動車交通に多くを頼っており、道路に対する依存度は高く、多様な交通手段を利用できる都市圏とは大きく異なる。

また、産業の活性化、企業の誘致を促進するためには、道路整備は極めて重要であることから、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 道路特定財源については、受益者負担の原則に基づき他の用途に転用することなく、道路整備のための財源として安定的に確保すること。
2. 高規格幹線道路から市町村道にいたる社会基盤として真に必要な道路の整備を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月26日

霧島市議会

内閣総理大臣 殿
総務大臣 殿
財務大臣 殿
国土交通大臣 殿
金融経済財政政策担当大臣 殿
規制改革担当大臣 殿